

山口県環境基本条例

平成七年十二月二十五日

山口県条例第三十五号

(前文)

私たちのふるさと山口は、中央部を中国山地が走り、日本海、響灘、瀬戸内海と三方を海に囲まれ、山陰と山陽という二つの異なる環境特性を有することから、多彩で豊かな自然を形成しており、古くから私たち県民に種々の恵みをもたらしてきた。

私たちは、このように環境から多くの恵みを受ける一方で環境へ様々な影響を及ぼす営みを行ってきたが、今日の資源やエネルギーを大量に消費する諸活動は、環境への負荷を著しく増大させ、環境の有する復元能力を超える規模となり、その地球全体の環境に及ぼす影響が懸念されるに至っている。

良好で快適な環境の恵みを享受することは私たちの権利であるとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことは私たちの責務である。

限りある環境の中で生きる私たちは、すべての者の参加の下に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造を目指すため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一二条例五六・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)が損なわれることをいう。

(環境の保全についての基本理念)

第三条 環境の保全は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の参加による環境の保全に関する地域的取組により、着実かつ積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う環境の保全に関する施策を支援するように努めなければならない。

(平一七条例五二・一部改正)

第五条 削除

(平一二条例五六)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(平一二条例五六・一部改正)

(県民の責務)

第七条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(平一二条例五六・一部改正)

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第三条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図り、多様な自然環境を適正に保全することによって、人と自然との良好な関係を維持すること。

三 森林、農地、水辺地等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

四 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山口県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

(県民の意見の反映)

第十一条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるように努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、県議会に、環境の状況及び環境の保全に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

第二節 環境の保全のための施策

(環境影響評価の推進)

第十三条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、公害の防止を図るため、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成の措置)

第十五条 県は、事業者又は県民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第十六条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(景観の形成)

第十八条 県は、地域特性に配慮した良好な景観が形成されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに適切に景観を形成するように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の促進)

第十九条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第二十二条 県は、環境の状況に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の保全に関する研究が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第三節 地球環境保全の推進

第二十四条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、環境の保全に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第四節 施策の推進体制の整備

第二十五条 県は、市町及び民間団体等と連携しつつ、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山口県公害防止条例の一部改正)

2 山口県公害防止条例(昭和四十七年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(山口県自然環境保全条例の一部改正)

3 山口県自然環境保全条例(昭和四十九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平一二年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県環境審議会条例

平成六年七月五日
山口県条例第十八号

(趣旨)

第一条 この条例は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第二項及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十一条第二項の規定に基づき、山口県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、知事が任命する。

(平一二条例四八・一部改正)

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第五条の規定は、部会の会議に準用する。

(平一二条例四八・一部改正)

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務に従事する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(平八条例三・一部改正)

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成六年八月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第四八号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。